

第 25 回総会 令和 4 年 6 月 30 日

局 長 起立、一同礼、着席

局 長 総会に先立ちまして、6 月の業務報告をいたします。

————— 報告、業務報告 —————

局 長 今月は、農地法施行規則第 29 条の規定に係る届出（小規模転用）が 3 件、公共工事に伴う農地の一時使用届が 1 件提出されていますので報告いたします。

初めに小規模転用の 1 番を報告します。土地の所在は、大字南方字〇〇番 1、地目：台帳・現況ともに田、面積 1,371 m²の内 170 m²、届出人は、大字南方〇〇番地、〇〇、転用目的は、農業用駐車場 170 m²の設置であります。現地を確認されています、〇〇委員に報告をお願いします。

23 番 1 番を報告します。お手元の報告事項の資料をご覧ください。届出人は、穂北の〇〇さんで、大規模なピーマン農家であります。農地の場所は、〇〇から南へ 500m 程行った所の農地です。今回、〇〇事業を活用して、ハウスを新設し、雇用者が利用する駐車場として転用するものであります。現地も確認していますので報告します。

局 長 次に 2 番を報告します。土地の所在は、大字三宅字〇〇番、地目：台帳・現況ともに田、面積 1,982 m²の内 30 m²、届出人は、佐土原町〇〇番地、〇〇号、〇〇、転用目的は、農業用駐車場 30 m²の設置であります。現地を確認されています、〇〇委員に報告をお願いします。

2 番 2 番を報告します。お手元の報告事項の資料をご覧ください。今回の申請人で、新規就農者の〇〇さんが、転用するための申請地は、〇〇で、〇〇から南に約 800m 行った所の農地です。この申請地の目的は、新規就農者が〇〇事業で新設した 7 連棟のハウスの脇に駐車場を設置するためのものです。現地も確認しており、何の問題もないと判断しましたので報告します。

局長 次に3番を報告します。土地の所在は、大字南方字〇〇番、地目：台帳・現況ともに畑、面積355㎡の内180㎡、届出人は、大字穂北〇〇番地2、〇〇、転用目的は、農業用駐車場180㎡の設置であります。現地を確認されています、〇〇委員に報告をお願いします。

23番 3番を報告します。お手元の報告事項の資料をご覧ください。申請人は、〇〇さんで、穂北でピーマンを作付けする農家です。農地の場所は、穂北地区の〇〇から南東に約500m行ったところの農地です。現在あるハウスのそばに、家族等が利用する駐車場を整備するために申請するものです。現地も確認していますので報告します。

局長 次に、公共工事に伴う農地の一時使用届について報告します。土地の所在：大字平郡字〇〇番、場所は、県道〇〇線を〇〇方面に向かい、〇〇すぐ手前左の農地となります。地目・田、面積1,114㎡、使用面積1,114㎡、所有者の住所・氏名：大字〇〇番地4、〇〇、申出人の住所・氏名は、大字南方〇〇番地5、〇〇。発注者は、〇〇、工事名：〇〇事業小第210-7-2-1号：〇〇樹木伐採・河道掘削工事その1、使用目的：現場事務所、機械資材置き場の設置、使用期間：令和4年6月15日から令和5年1月11日までとなっています。地元〇〇委員も現地確認いただいております。以上報告いたします。

局長 また、相続届出6件、使用貸借合意解約9件、賃貸借合意解約11件が提出されておりますので併せてご報告いたします。これからの、総会進行につきましては、会長にお願いいたします。

会長 ただ今から令和4年度第25回西都市定例農業委員会総会を開催いたします。本日の出席状況を報告します。現在、農業委員16名 推進委員15名、合計31名の出席であります。本日の議案件数であります、5件を提案しております。

議長 議事に入ります前に議事録署名委員の指名をいたします。1番 〇〇委員、26番 〇〇委員にお願いいたします。それでは議事に入ります。

議長 議案第 139 号農地法第 5 条の規定による許可申請の承認について提案いたします。
事務局の説明を求めます。

局長 議案第 139 号農地法第 5 条の規定による許可申請の承認について、議案書 1 ページの通り申請件数は 3 件であります。

1 番と 2 番は、関連がありますので続けて説明します。受人：御舟町の〇〇、渡人：宮崎市の〇〇、申請地：大字三宅字〇〇番 8、登記・現況ともに畑、面積 330 m²、申請事由：一般住宅用地、権利の内容：売買による所有権移転、主な内容は：一般個人用住宅 1 棟の建築です。

2 番を説明します。受人：御舟町の〇〇、宮崎市の〇〇、渡人：宮崎市の〇〇、申請地：大字三宅字〇〇番 9、登記・現況ともに畑、面積 31 m²、申請事由：進入路用地、権利の内容：贈与による所有権移転、主な内容は：一般個人用新築住宅への進入路の設置であります。既に造成済みのため顛末書が添付されています。

議長 1 番と 2 番について特別調査員の報告をお願いします。

9 番 今回は、24 番 〇〇委員と私（9 番 〇〇委員）が会長の命を受けまして、6 月 20 日午前 9 時より、清係長と申請書の審査等を実施した後、事務局より、緒方局長、清係長同行のもと、農地法第 5 条 3 件、非農地証明 1 件の現地調査を行いました。順次報告しますので皆さまのご審議をよろしく申し上げます。尚、非農地証明調査には、27 番 〇〇委員にも同行いただきました。

24 番 1 番を説明します。申請地は、妻地区の〇〇集落で、〇〇から南西に約 200m 行った所の農地です。詳細については、配付済みの地図を参照してください。申請人の〇〇さんが〇〇さんから売買により所有権の移転を受けて、個人住宅を建築するために申請されたものです。周囲は、東側は宅地、西側は市道、南側は宅地、北側は山林となっています。雨水は、敷地内の排水路から側溝に流します。生活排水については、公共下水道を利用します。転用に伴う周辺への土砂流出等については、隣地との境界を

コンクリートで囲い、土砂の流出を防ぎます。転用する土地の周辺関係者等へ同意を得ているとのこと。この申請地は、都市計画区域内の用途地域内にあたり、第3種農地となります。調査員一同許可相当と判断しました。

続けて2番を説明します。申請地場所は、1番と同じであります。申請人の〇〇さんが、〇〇さんから贈与により所有権の移転を受け、新築住宅への進入路として造成するための申請ですが、既に令和3年に造成済みであり、違反転用を是正するための転用申請となり、顛末書が添付されていますのでご確認ください。周囲は、東側、西側、南側はともに宅地、北側は山林となっています。雨水等の対応は1番と同じであります。この申請地は、都市計画区域内の用途地域内にあたり、第3種農地となります。調査員一同許可やむなしと判断しました。皆さまのご審議をよろしく願います。

議長 ここで事務局の補足説明をお願いします。

事務局 この土地の売買価格は、〇〇円となります。

議長 1番と2番について審議をお願いします。発言のある方は挙手願います。

(委員 なし)

議長 異議ありませんか。

(異議なしの声多数)

議長 賛成の方の挙手をお願いします。

(全員挙手)

議長 全員賛成ということで承認することに決定いたします。

議長 次に3番の説明をお願いします。

局長 3番を説明します。受人：三納の〇〇、渡人：三納の〇〇、申請地：大字三納字〇

〇番、登記：畑、現況：山林原野、面積2,687㎡、申請事由：山林転用、権利の内容：贈与による所有権移転、クヌギ約300本の植林であります。既にクヌギが植林され

ており、始末書が添付されています。

議 長 3番について特別調査員の報告をお願いします。

9 番 3番を説明します。申請地は、三納地区の〇〇集落で、〇〇から西へ約1km行った所の土地です。詳細については、配付済みの地図を参照してください。今回の申請は、申請人の〇〇さんが、〇〇さんから贈与により所有権の移転を受け、山林に転用するために申請されたものです。この申請地は、〇〇さんが、相続により取得した土地ですが、約20年前にクヌギを植林したもので違反転用を是正するための転用申請となります。この案件は、始末書が添付されていますので、皆さんご確認ください。周囲は、東側、西側、南側、北側ともに山林となっています。

雨水は自然浸透により排水します。転用に伴う周辺への土砂流出等については、既に20年以上経過しており、その間も周辺への影響はありませんでしたので、今後も懸念するところはありません。転用する土地の周辺関係者等への同意も得ているとのことです。この申請地は、公共投資のない、小規模の農地の集団であり、第2種農地となります。調査員一同許可やむなしと判断しました。皆さまのご審議をよろしくお願ひします。

議 長 ここで事務局の補足説明をお願いします。

事務局 特にありません。

議 長 3番について審議をお願いします。発言のある方は挙手願ひます。

(委員 なし)

議 長 異議ありませんか。

(異議なしの声多数)

議 長 賛成の方の挙手をお願いします。

(全員挙手)

議 長 全員賛成ということで承認することに決定いたします。

議 長 議案第 140 号農地法第 3 条の規定による許可申請の許可について提案いたします。
事務局の説明をお願いします。

局 長 議案第 140 号農地法第 3 条の規定による許可申請の許可につきましては、議案書 2
から 3 ページの通り、申請件数は 3 件であります。

尚、本議案に申請される土地の現況は、受人の権利取得後の農業経営の意思並びに
耕地面積 50 a の要件、農機具の保有状況、通作圏を含めた労働力・技術力・営農力を
総合的に判断した場合の妥当性、周辺農家への影響度、申請書等に記載された内容が
当該基準に適合するか否かの検討結果については、担当委員から問題ないという確認
事項を頂いておりますのでその説明をお願いします。10a 当たりの単価等特別な事項
等については、担当者が報告いたします。

1 番を説明します。1 番、受人：茶臼原の〇〇、渡人：同居人の〇〇、申請地：大字
茶臼原字〇〇番外 10 筆、登記・現況ともに畑 10 筆、登記：畑、現況：田 1 筆、面積
28,316 m²、権利の内容：贈与による所有権移転であります。

議 長 ここで地元委員、確認事項の説明をお願いします。

5 番 1 番を説明します。今回の申請は、〇〇さん、〇〇さん親子間の高齢化、経営継承
のための贈与による所有権移転です。〇〇さんは、茶臼原で米、トマト、甘藷を作付
けする大きな農家で、農業に必要な機械類も一式揃っており、何ら問題ないと判断し
ました。皆さまのご審議をよろしくをお願いします。

議 長 次に、担当の補足説明をお願いします。

事務局 特にありません。

議 長 説明がありました 1 番と 2 番について審議をお願いします。発言のある方は挙手願
います。

(委員 なし)

議 長 異議ありませんか。

(異議なしの声多数)

議 長 賛成の方の挙手をお願いします。

(全員挙手)

議 長 全員賛成ということで許可決定いたします。

議 長 次に2番の説明をお願いします。

局 長 2番を説明します。受人：南方の〇〇、渡人：南方の〇〇共有持分1/5、申請地：大字南方字〇〇番外1筆、登記・現況ともに田、面積1,067㎡、権利の内容：贈与による所有権移転です。

議 長 ここで地元委員、確認事項の説明をお願いします。

1 番 2番を説明します。申請地は、穂北地区の〇〇集落で、地図でも分かりにくいと思いますが、〇〇という会社から、100m及び500m進んだ所の山の下にある農地2筆となります。今回は、受人の〇〇さんが渡人の〇〇さんから贈与により、所有権移転するものです。受人の〇〇さんは、ピーマン30a、水稻200aを作付けされており、機械類もトラクター、コンバイン等一式揃っています。取得する〇〇の農地は、現在竹が生い茂っていますが、今後開墾していくそうです。もう1筆には、米が作付けされています。農地法第3条の50a要件等も問題ないと判断しました。皆さまのご審議をよろしくをお願いします。

議 長 次に、担当の補足説明をお願いします。

事務局 渡人の〇〇共有持分1/5について説明します。今回の贈与申請地は、5人の共有者がおり、その内の一人、〇〇さんの持分1/5の贈与となります。以外の4人分の名義変更については、農地法の許可を必要としない、持ち分放棄という手続きを法務局で行うことで、〇〇さんへ名義変更が進められていくことになっています。

議 長 説明がありました2番について審議をお願いします。発言のある方は挙手願います。

(委員 なし)

議 長 異議ありませんか。

(異議なしの声多数)

議 長 賛成の方の挙手をお願いします。

(全員挙手)

議 長 全員賛成ということで許可決定いたします。

議 長 次に3番の説明をお願いします。

局 長 3番を説明します。受人：童子丸の〇〇、渡人：三宅の〇〇、申請地：大字三宅字
〇〇番1、登記・現況ともに畑、面積723㎡、権利の内容：売買による所有権移転で
す。

議 長 ここで地元委員、確認事項の説明をお願いします。

15 番 3番を説明します。申請地は、〇〇の、〇〇から東へ約100m行った所の下側の農地
で、〇〇横になります。渡人の〇〇さんから、受人の〇〇さんへの売買となります。
〇〇さんも耕作が困難で、買い手を探していたところ、〇〇さんが購入しようとの
ことで売買となったようです。申請地の周辺農地は、栗が植えてあり、〇〇さんも
栗を植樹すると聞いています。〇〇さんは、これまでも受人として度々申請されてお
り、50a要件、機械類等何ら問題ないと判断しました。皆さまのご審議をよろしくお
願いします。

議 長 次に、担当の補足説明をお願いします。

事務局 この農地の売買価格は、10a当たり〇〇円となっています。

議 長 説明がありました3番について審議をお願いします。発言のある方は挙手願います。

(委員 なし)

議 長 異議ありませんか。

(異議なしの声多数)

議 長 賛成の方の挙手をお願いします。

(全員挙手)

議 長 全員賛成ということで許可決定いたします。

議 長 議案第 141 号農業経営基盤強化促進法第 19 条の規定による承認について、事務局の説明を求めます。

局 長 議案第 141 号農業経営基盤強化促進法第 19 条の規定による承認につきましては、農用地利用集積計画の公告です。議案書 4～5 ページの所有権移転分 3 件を説明させていただきます。

1 番 受人：清水の〇〇、渡人：三納の〇〇、申請地：大字三納字〇〇番 1、登記・現況ともに畑、面積 226 m²です。

2 番 受人：宮崎市の〇〇、渡人：三宅の〇〇、申請地：大字三宅字〇〇番、登記・現況ともに畑、面積 1,908 m²です。

3 番 受人：三宅の〇〇、渡人：三宅の〇〇、申請地：大字三宅字〇〇番 1、登記・現況ともに田、面積 601 m²です。

尚、全ての案件において、農用地利用集積計画の内容は、基本構想に適合しています。利用権の設定を受けた後において備えるべき要件に関しては、耕作または養畜の事業を行い、常時農作業に従事し、効率的に利用していくという要件を満たしています。また、対象農地は関係権利者の全ての同意が得られています。法定公告については、令和 4 年 7 月 1 日を予定しております。

議 長 それでは説明のありました 1 番から 3 番について、一括して審議をお願いします。発言のある方は挙手願います。

(委員 なし)

議 長 異議ありませんか。

(異議なしの声多数)

議 長 賛成の方の挙手をお願いします。

(全員挙手)

議長 全員賛成ということで承認することに決定いたします。

議長 議案第 141 号農業経営基盤強化促進法第 19 条の規定による承認について、貸借権設定分を提案いたします。事務局の説明を求めます。

局長 議案第 141 号農業経営基盤強化促進法第 19 条の規定による、農用地利用集積計画の公告（貸借権設定）については、議案書 6 から 17 ページの通り 18 件であります。申請番号順に説明します。

1 番 受人：岩爪の〇〇、渡人：岩爪の〇〇、申請地：大字岩爪字〇〇番 2 外 41 筆、登記・現況ともに田及び畑 39 筆、登記：原野、現況：畑 2 筆、登記：宅地、現況：畑 1 筆、面積 37,679 m²、令和 4 年 7 月から 10 年間の使用貸借権の再設定です。

2 番 受人：黒生野の〇〇、渡人：黒生野の〇〇、申請地：大字黒生野字〇〇番 2、登記・現況ともに田、面積 607 m²、令和 4 年 7 月から 10 年間の使用貸借権の再設定です。

3 番 受人：調殿の〇〇、渡人：三納の〇〇、申請地：大字南方字〇〇番 2 外 1 筆、登記・現況ともに田、面積 2,984 m²、令和 4 年 7 月から 20 年間の賃貸借権の新規設定です。

4 番 受人：鹿野田の〇〇、渡人：三納の〇〇、申請地：大字南方字〇〇番 1 外 2 筆、登記・現況ともに田、面積 3,219 m²、令和 4 年 7 月から 20 年間の賃貸借権の新規設定です。

5 番 受人：南方の〇〇、渡人：三納の〇〇、申請地：大字南方字〇〇番 2 外 1 筆、登記・現況ともに田、面積 2,966 m²、令和 4 年 7 月から 20 年間の賃貸借権の新規設定です。

6 番 受人：銀鏡の〇〇、渡人：三納の〇〇、申請地：大字南方字〇〇番 1 外 1 筆、登記・現況ともに田、面積 2,987 m²、令和 4 年 7 月から 20 年間の賃貸借権の新規設

定です。

7 番 受人：右松の〇〇、渡人：三納の〇〇、申請地：大字三納字〇〇番、登記・現況ともに田、面積 1,709 m²、令和 4 年 7 月から 2 年間の使用貸借権の新規設定です。

8 番 受人：三納の〇〇、渡人：三納の〇〇、申請地：大字三納字〇〇番 2、登記・現況ともに田、面積 970 m²、令和 4 年 7 月から 2 年間の使用貸借権の新規設定です。

9 番 受人：佐土原町の〇〇、渡人：三納の〇〇、申請地：大字三納字〇〇番、登記・現況ともに田、面積 2,096 m²、令和 4 年 7 月から 2 年間の使用貸借権の新規設定です。

10 番 受人：右松の〇〇、渡人：三納の〇〇、申請地：大字三納字〇〇番 1、登記・現況ともに田、面積 2,000 m²、令和 4 年 7 月から 2 年間の使用貸借権の新規設定です。

11 番 受人：新町の〇〇、渡人：三納の〇〇、申請地：大字三納字〇〇番、登記・現況ともに田、面積 3,578 m²、令和 4 年 7 月から 2 年間の使用貸借権の新規設定です。

12 番 受人：妻の〇〇、渡人：穂北の〇〇、申請地：大字茶臼原字〇〇番外 10 筆、登記・現況ともに田及び畑、面積 27,458 m²、令和 4 年 7 月から 5 年間の賃貸借権の新規設定です。

13 番 受人：三宅の〇〇、渡人：三宅の〇〇、申請地：大字三宅字〇〇番、登記・現況ともに田、面積 2,000 m²、令和 4 年 7 月から 10 年間の賃貸借権の新規設定です。

14 番 受人：岡富の〇〇、渡人：黒生野の〇〇、申請地：大字三宅字〇〇番、登記・現況ともに田、面積 1,037 m²、令和 4 年 7 月から 10 年間の賃貸借権の再設定です。

15 番 受人：右松の〇〇、渡人：宮崎市の〇〇、〇〇、申請地：右松〇〇番、登記・現況ともに畑、面積 678 m²、令和 4 年 8 月から 5 年間の使用貸借権の再設定です。

16 番 受人：三納の〇〇、渡人：加勢の〇〇、申請地：大字加勢字〇〇番外 1 筆、登記・現況ともに田、面積 6,280 m²、令和 4 年 7 月から 5 年間の賃貸借権の再設定です。

17番 受人：三納の〇〇、渡人：延岡市の〇〇、申請地：大字平郡字〇〇番外1筆、登記・現況ともに田、面積3,662㎡、令和4年8月から10年間の賃貸借権の再設定です。

18番 受人：上三財の〇〇、渡人：下三財の〇〇、申請地：大字下三財字〇〇番1外2筆、登記・現況ともに畑、面積2,170㎡、令和4年7月から10年間の賃貸借権の再設定です。尚、全ての案件において、農用地利用集積計画の内容は、基本構想に適合しています。利用権の設定を受けた後において備えるべき要件に関しては、耕作または養畜の事業を行い、常時農作業に従事し、効率的に利用していくという要件を満たしています。また、対象農地は関係権利者の全ての同意が得られています。法定公告については、令和4年7月1日を予定しております。

議長 説明がありました1番から18番について、一括して審議をお願いします。発言のある方は挙手願います。

(委員 なし)

議長 異議ありませんか。

(異議なしの声多数)

議長 賛成の方の挙手をお願いします。

(全員挙手)

議長 全員賛成ということで承認することに決定いたします。

議長 議案第142号農業経営基盤強化促進法第19条の規定による承認について（農地中間管理権の取得）を提案いたします。事務局の説明を求めます。

局長 議案第142号農業経営基盤強化促進法第19条による農地中間管理権の取得（農用地利用集積計画の公告）（貸借権設定）については、議案書18～23ページの通り11件申請がなされていますが、すでに委員の皆様にはご案内させていただきました通り、申請番号1番を代表して、説明させていただきます。

1 番 受人：宮崎市の〇〇、渡人：右松の〇〇、申請地：大字三宅字〇〇番 46 外 2 筆、登記・現況ともに畑 2 筆、登記：山林、現況：畑 1 筆、面積 23,834 m²、令和 4 年 8 月から 5 年間の使用貸借権の新規設定です。尚、全ての案件において、農用地利用集積計画の内容は、基本構想に適合しています。利用権の設定を受けた後において備えるべき要件に関しては、耕作または養畜の事業を行い、農作業に常時従事し、効率的に利用していくという要件を満たしています。また、対象農地は関係権利者の全ての同意が得られています。法定公告については、令和 4 年 7 月 1 日を予定しております。

議 長 代表 1 番の説明がありましたが、1 番から 11 番について、一括して審議をお願いします。発言のある方は挙手願います。

(委員 なし)

議 長 異議ありませんか。

(異議なしの声多数)

議 長 賛成の方の挙手をお願いします。

(全員挙手)

議 長 全員賛成ということで承認することに決定いたします。

議 長 議案第 143 号証明書交付手続要領に基づく非農地の認定について提案いたします。事務局の説明を求めます。

局 長 議案第 143 号証明書交付手続要領に基づく非農地の認定について説明いたします。今回の非農地証明交付申請は、議案書 24 ページの通り 1 件であります。

非農地証明明細番号 1、土地の所在：大字三納字〇〇番外 1 筆、地目：台帳・畑、現況・原野、面積 587 m²、所有者：福岡県〇〇番地 104、氏名：〇〇、非農地判断は、事由 4 となっています。

議 長 番号 1 について地元委員の説明を求めます。

27 番 1 番を説明します。申請地は、三納地区の〇〇集落です。詳細については、配付済みの地図を参照して下さい。今回の申請は、申請人の〇〇さんが所有する農地ですが、10年以上耕作されておらず、将来的にも農地として使用することが困難な土地であります。また、農用地区域内でもなく、公共投資の対象にもなっておらず、優良農地でもないことから、事由4に該当すると判断しました。皆さまのご審議をよろしく申し上げます。

議 長 説明がありました。審議をお願いします。発言のある方は挙手願います。

(委員 なし)

議 長 異議ありませんか。

(異議なしの声多数)

議 長 賛成の方の挙手をお願いします。

(全員挙手)

議 長 全員賛成ということで認定することに決定いたします。

議 長 暫時休憩

議 長 ただ今から協議会とします。

議 長 暫時休憩

協 議 会

議 長 休憩前に引き続き会議を開きます。以上をもちまして本日の全てを終了いたします。

局 長 起立、一同礼、解散

午後2時48分終了

農業委員会等に関する法律第33条の規定により、ここに署名する。

会 長 _____

1 番 _____

26 番 _____